
令和 7 年度財務諸表

自 令和 7 年 4 月 1 日
(
至 令和 8 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本倉庫協会

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位：円)

科 目	当年度 (令和8年3月末)	前年度 (令和7年3月末)	増 減 (当年度－前年度)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	247,368,220	246,312,828	1,055,392
未 収 金	6,738,189	4,970,094	1,768,095
前 払 金	158,730	161,260	△ 2,530
貯 蔵 品	2,765,459	2,478,662	286,797
立 替 金	0	941,564	△ 941,564
仮 払 金	7,500,000	0	7,500,000
流動資産合計	264,530,598	254,864,408	9,666,190
2. 固定資産			0
(2) 特定資産			0
退職給付引当預金	169,570,000	153,260,000	16,310,000
減価償却引当預金	39,829,046	41,733,055	△ 1,904,009
地区協会活動災害援助預金	235,914,468	211,307,274	24,607,194
特定資産合計	445,313,514	406,300,329	39,013,185
(3) その他固定資産			0
建 物	2	2	0
器 具 備 品	4,932,528	6,891,905	△ 1,959,377
その他固定資産合計	4,932,530	6,891,907	△ 1,959,377
固定資産合計	450,246,044	413,192,236	37,053,808
資産合計	714,776,642	668,056,644	46,719,998
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
未 払 金	8,830,241	10,876,410	△ 2,046,169
預 り 金	10,283,902	7,300,378	2,983,524
流動負債合計	19,114,143	18,176,788	937,355
2. 固定負債			0
退職給付引当金	162,670,000	146,360,000	16,310,000
固定負債合計	162,670,000	146,360,000	16,310,000
負債合計	181,784,143	164,536,788	17,247,355
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産			0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	532,992,499	503,519,856	29,472,643
(うち特定資産への充当額)	275,743,514	253,040,329	22,703,185
正味財産合計	532,992,499	503,519,856	29,472,643
負債及び正味財産合計	714,776,642	668,056,644	46,719,998

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位：円)

科 目		(単位：円)		
		当年度 (令和8年3月末)	前年度 (令和7年3月末)	増 減 (当年度－前年度)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費		411,258,550	412,193,272	△ 934,722
受取会費		411,258,550	412,193,272	△ 934,722
事業収益		14,125,611	14,965,311	△ 839,700
団体保険事業収益		6,395,250	7,090,550	△ 695,300
受取手数料		7,730,361	7,874,761	△ 144,400
受取金		119,641,305	107,311,400	12,329,905
教育研修受取負担金		78,977,032	69,340,700	9,636,332
海外研修受取負担金		1,183,888	1,946,200	△ 762,312
物流研究受取負担金		14,584,385	16,974,500	△ 2,390,115
雑収益		24,896,000	19,050,000	5,846,000
受取利息		3,942,896	2,555,681	1,387,215
雑収益		992,177	161,897	830,280
経常収益計		2,950,719	2,393,784	556,935
(2) 経常費用		548,968,362	537,025,664	11,942,698
事業費		369,331,433	358,397,101	10,934,332
役員報酬		12,502,000	12,288,400	213,600
厚生集約費		102,797,589	94,477,487	8,320,102
旅通費		9,798,638	12,088,886	△ 2,290,248
通費		29,325,712	27,800,066	1,525,646
備品費		8,812,067	7,416,285	1,395,782
教育消耗品費		6,161,435	8,830,280	△ 2,668,845
海外研修費		11,606,382	13,299,814	△ 1,693,432
水道光熱費		88,286,889	77,511,112	10,775,777
印水費		4,046,353	5,745,725	△ 1,699,372
借事委業保		10,535,818	17,041,747	△ 6,505,929
員務会委務		1,339,772	959,829	379,943
所動託数		13,601,196	14,766,831	△ 1,165,635
費		7,672,668	7,672,668	0
管		52,795,709	48,463,097	4,332,612
役給退厚集旅通減機備印水新借事業諸雑		9,000,000	9,000,000	0
員与給付費		1,049,205	1,034,874	14,331
職給生会交信償賃却借品		150,164,286	154,021,369	△ 3,857,083
費		18,753,000	18,432,600	320,400
給生会交信償賃却借品		35,455,147	38,958,750	△ 3,503,603
職給生会交信償賃却借品		18,130,000	17,100,000	1,030,000
費		14,311,481	11,725,958	2,585,523
給生会交信償賃却借品		8,847,738	10,267,877	△ 1,420,139
費		5,375,702	4,962,580	413,122
給生会交信償賃却借品		3,911,287	5,394,988	△ 1,483,701
費		2,629,338	2,762,296	△ 132,958
給生会交信償賃却借品		178,200	334,598	△ 156,398
費		3,199,168	5,637,874	△ 2,438,706
給生会交信償賃却借品		1,213,740	793,100	420,640
費		544,275	389,913	154,362
給生会交信償賃却借品		1,815,832	1,872,263	△ 56,431
費		5,525,484	5,999,019	△ 473,535
給生会交信償賃却借品		3,117,012	3,117,012	0
費		1,741,190	4,137,549	△ 2,396,359
給生会交信償賃却借品		14,126,000	13,786,000	340,000
費		11,289,692	8,348,992	2,940,700
経常費用計		519,495,719	512,418,470	7,077,249
評価損益等調整前当期経常増減額		29,472,643	24,607,194	4,865,449
評価損益等計		0	0	0
当期経常増減額		29,472,643	24,607,194	4,865,449
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計		0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計		0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0
当期一般正味財産増減額		29,472,643	24,607,194	4,865,449
一般正味財産期首残高		503,519,856	478,912,662	24,607,194
一般正味財産期末残高		532,992,499	503,519,856	29,472,643
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高		532,992,499	503,519,856	29,472,643

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却

①有形固定資産については定額法によっている。

②無形固定資産については定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金については、役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に係る期末要支給額に基づき計上している

(5) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	153,260,000	16,310,000	0	169,570,000
減価償却引当預金	41,733,055	0	1,904,009	39,829,046
地区協会活動災害援助預金	211,307,274	24,607,194	0	235,914,468
小計	406,300,329	40,917,194	1,904,009	445,313,514
合計	406,300,329	40,917,194	1,904,009	445,313,514

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	169,570,000	0	0	169,570,000
減価償却引当預金	39,829,046	0	39,829,046	0
地区協会活動災害援助預金	235,914,468	0	235,914,468	0
小計	445,313,514	0	275,743,514	169,570,000
合計	445,313,514	0	275,743,514	169,570,000

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	18,169,200	18,169,198	2
器具備品	24,403,508	19,470,980	4,932,528
ソフトウェア	5,982,370	5,982,370	0
合計	48,555,078	43,622,548	4,932,530

7. 保証債務

該当なし。

8. その他

その他公益法人会計基準に該当する財務諸表に対する注記に該当する事項はない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3で記載。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	146,360,000	18,130,000	1,820,000	0	162,670,000
合計	146,360,000	18,130,000	1,820,000	0	162,670,000

令和7年度決算のポイント

最初に全体の収支について説明します。

- ・ 経常収益は、1, 194万円増の5億4, 896万円、
- ・ 経常費用は、707万円増の5億1, 949万円、
- ・ 当期経常増減額は、2, 947万円の黒字となりました。

なお、対前年度比では、プラス486万円となっています。

次に、主な増減要因について説明します。

経常収益については、

- ・ 教育研修受取負担金が963万円増となっていますが、これは倉庫管理主任者講習WEB開催を開始したことが主な要因です。なお、これに伴う教育研修費については1, 077万円の支出増となっています。
- ・ 会合費受取負担金が239万円の減となっているのは、中小経営革新委員会、業務・安全委員会が今年度は東京開催となったことが主な要因です。
- ・ 物流研究受取負担金が584万円の増、当該増加分は、昨年度（令和6年7月）に設置した外国人就労調査チームに関わる人件費の差額（3ヶ月分）に相当します。

経常費用については、

- ・ 役員報酬は、昨年度の人事院勧告を踏まえ、53万円の増、
- ・ 給与手当は、事業費および管理費を合わせて481万円増加していますが、外国人就労調査チームの人件費分、および職員の昇給とベースアップによるものです。
- ・ 通信費は、415万円の減、これはWEB会員台帳システムを稼働に際し、会員台帳案内を発送した費用、および各種配付資料の郵便料が減少したことが主な要因です。
- ・ 備品消耗品費は、413万円の減、昨年度は事務所仮移転に関わる費用（什器購入等）を計上しており、この分が減少したためです。
- ・ 印刷費は、608万円の減、今年度より機関誌「倉庫」の発刊を年1回にしたこと、および各種手引きの販売減によるものです。
- ・ 教育研修費は、1, 077万円の増、主に倉庫管理主任者web講習の取扱を開始したことによるものです。
- ・ 委員会活動費は、433万円の増、委員会ごとに増減はありますが、広報委員会において入会案内を新たに作成したことが主な要因です。
- ・ 雑費では、昨年度より消費税の支払が簡易課税から一般課税に変更となったことに伴い、消費税額を確定計上したことにより523万円の増となる一方、事務所仮移転時に発生した廃棄料が減少したことなどから、全体で294万円の増となっています。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年4月23日

一般社団法人日本倉庫協会

理事会 御中

杉本賢司公認会計士事務所

東京都大田区

公認会計士

杉本賢司

監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に準じて、一般社団法人日本倉庫協会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインII-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事及び監事の責任

理事の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

等を作成し適正に表示するために理事が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上